

食安監発第0312001号
平成16年3月12日
(平成27年9月9日最終改正)

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ・スクリーニング検査の実施について

食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ対策については、平成16年3月4日付け食安監発第0304001号「高病原性鳥インフルエンザ感染食鳥の食鳥処理場への搬入防止の徹底について」により通知したところです。

今般、食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザの検査の充実を図るため、同疾病が疑われる場合には、インフルエンザウイルス検査キットを用いたスクリーニング検査を実施することとしました。

つきましては、下記により検査を実施し、その結果を別紙様式により当職あて報告されるようお願いします。

記

1 スクリーニング検査対象

食鳥処理場搬入以降、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「食鳥検査法」という。）第15条に規定する生体検査までの間に、高率の死亡、又は呼吸器症状、顔面、肉冠若しくは脚部の浮腫、出血斑若しくはチアノーゼ、神経症状、下痢等高病原性鳥インフルエンザの疑われる症状がロットを構成する鶏の概ね3%以上に確認されたもの。

2 検体の採取

① 申請毎に鶏群が同一ロット（養鶏場ごと、出荷日ごと）であることを確認し、

異常を呈した鶏から無作為に5羽以上を抽出すること。

② 検査材料は、気管スワブ又はクロアカスワブとすること。

③ 検体を採取した鶏は個体識別を行って、保管すること。

3 スクリーニング検査の方法

動物用医薬品の承認を受けたニワトリ用インフルエンザ迅速診断キット等を使用すること。

4 検査結果に基づく当該ロットの措置

(1) スクリーニング検査の結果が陽性と判定された場合、当該ロットに係る鶏について食鳥検査法施行規則第33条第1項第1号ハに基づき保留とするとともに、直ちに食鳥処理場の所在地を管轄する家畜保健衛生所に出荷者に関する情報を添えて通報し、併せて厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課まで都道府県等食品衛生主管課を通じて報告すること。

(2) スクリーニング検査陽性の個体については家畜保健衛生所において確認検査を実施する必要があることから、家畜防疫員の指示に従い採材するなど、連携して必要な措置をとること。

(3) 確認検査の結果、高病原性鳥インフルエンザであることが確認された場合は、当該ロットの鶏について、食鳥検査法第20条に基づく措置をとるとともに、家畜保健衛生所等と連絡を密にして対応すること。

5 消毒等

家畜保健衛生所と連携して、当該食鳥又はその排せつ物に接触した又はそのおそれがある運搬車両、物品、衣服等について、十分に消毒等すること。

6 その他

迅速診断キットは、血清亜型H5及びH7以外のインフルエンザウイルスにも感度を有することに十分に注意すること。

自治体名: _____
 担当者: _____
 電 話: _____

高病原性鳥インフルエンザ検査結果

当該ロットに関する情報					
検査所名	検査年月日	搬入年月日 (時間)	処理年月日 (時間)	食鳥の種類 (品種)	ロット羽数 (1ケージ収容羽数)
		()	()	()	()
当該ロットに係る検査結果					
処理羽数:		全部廃棄数:		一部廃棄数:	
		(以下内訳)		(以下内訳)	
脱羽後検査日	内臓摘出後検査日				
検体採取食鳥に関する情報					
検体番号	性別(週齢)	臨床所見	剖検所見		
①	()				
②	()				
③	()				
④	()				
⑤	()				